

議案第 2 3 号

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項中「第 1 1 号まで」を「第 1 0 号まで」に改め、同条第 2 項中「前条第 1 項第 1 2 号」を「前条第 1 項第 1 1 号」に改める。

附則第 5 項中「、第 4 号から第 6 号まで、第 9 号」を「、第 4 号（能率給を除く。）、第 5 号、第 6 号、第 8 号」に、「、第 1 0 号」を「、第 9 号」に、「第 1 1 号」を「第 1 0 号（能率給を除く。）」に、「第 9 号及び第 1 0 号」を「第 8 号及び第 9 号」に改める。

別表第 1 中

「

農業委員会会長	月額	4 4 , 0 0 0 円
農業委員会会長職務代理者	月額	3 5 , 5 0 0 円
農業委員会委員	月額	3 3 , 0 0 0 円

」

を

「

農業委員会会長	月額	基本給	44,000円
	年額	能率給	557,333円以内で 市長が別に定める額
農業委員会会長職務代理者	月額	基本給	35,500円
	年額	能率給	557,333円以内で 市長が別に定める額
農業委員会委員	月額	基本給	33,000円
	年額	能率給	557,333円以内で 市長が別に定める額

」

に、

「

固定資産評価審査委員会委員	日額	5,300円
芸術顧問	月額	250,000円

」

を

「

固定資産評価審査委員会委員	日額	5,300円
---------------	----	--------

」

に、

「

農地利用最適化推進委員	月額	33,000円
-------------	----	---------

」

を

「

農地利用最適化推進委員	月額	基本給	33,000円
	年額	能率給	557,333円以内で 市長が別に定める額

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例に基づき、報酬を受ける非常勤職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第3条 前条第1項第1号から<u>第10号</u>までに掲げる非常勤職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 <u>前条第1項第11号</u>に掲げる非常勤職員の報酬については、別に定めのあるもののほか、日額5,300円(特殊な勤務条件にある者にあつては、5,300円以内の額で、予算の範囲内において市長が別に定める日額)とする。ただし、その非常勤職員の出務する日数が1箇月のうち勤務を要する日数の2分の1を超えるものについては、35万円以内で月額をもって定めることができる。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例に基づき、報酬を受ける非常勤職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 芸術顧問</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第3条 前条第1項第1号から<u>第11号</u>までに掲げる非常勤職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 <u>前条第1項第12号</u>に掲げる非常勤職員の報酬については、別に定めのあるもののほか、日額5,300円(特殊な勤務条件にある者にあつては、5,300円以内の額で、予算の範囲内において市長が別に定める日額)とする。ただし、その非常勤職員の出務する日数が1箇月のうち勤務を要する日数の2分の1を超えるものについては、35万円以内で月額をもって定めることができる。</p>

附 則

1～4 (略)

(非常勤職員の報酬の特例)

5 第2条第1項第2号、第4号(能率給を除く。)、第5号、第6号、第8号(審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)、第9号(審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)及び第10号(能率給を除く。)に掲げる委員の報酬の額については、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める報酬の額から当該報酬の額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とし、第8号及び第9号に掲げる委員が審査判定業務以外の業務に従事した場合の報酬の額については、当分の間、別表第1中「5,300円」とあるのは「2,000円」とする。

6 (略)

別表第1 (第3条関係)

職名	区分		金額
(略)	(略)		(略)
農業委員会 会長	月額	基本給	44,000円
	年額	能率給	557,333円以内で 市長が別に定める額
農業委員会 会長職務代 理者	月額	基本給	35,500円
	年額	能率給	557,333円以内で 市長が別に定める額
農業委員会	月額	基本給	33,000円

附 則

1～4 (略)

(非常勤職員の報酬の特例)

5 第2条第1項第2号、第4号から第6号まで、第9号(審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)、第10号(審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)及び第11号に掲げる委員の報酬の額については、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める報酬の額から当該報酬の額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とし、第9号及び第10号に掲げる委員が審査判定業務以外の業務に従事した場合の報酬の額については、当分の間、別表第1中「5,300円」とあるのは「2,000円」とする。

6 (略)

別表第1 (第3条関係)

職名	区分	金額
(略)	(略)	(略)
農業委員会会長	月額	44,000円
農業委員会会長 職務代理者	月額	35,500円
農業委員会委員	月額	33,000円

委員	年額	能率給	557,333円以内で 市長が別に定める額			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
固定資産評 価審査委員 会委員	日額		5,300円	固定資産評価審査 委員会委員	日額	5,300円
(略)	(略)	(略)	(略)	芸術顧問	月額	250,000円
農地利用最 適化推進委 員	月額	基本給	33,000円	(略)	(略)	(略)
	年額	能率給	557,333円以内で 市長が別に定める額	農地利用最適化推 進委員	月額	33,000円
備考 (略)				備考 (略)		